

再意見書

平成 22 年 11 月 11 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 殿

郵便番号 155-0031

(ふりがな) とうきょうとせたがやくきたざわ ちょうめ ばん ごう

住 所 東京都世田谷区北沢三丁目 5 番 18 号

(ふりがな) とうきょうてれめっせーじかぶしきがいしゃ

氏 名 東京テレメッセージ株式会社

だいひょうとりしまりやく うちだ まさお

代表取締役社長 内田 正雄

電話番号

FAX 番号

電子メールアドレス

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集（2010 年度）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

再意見提出者 東京テレメッセージ株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 殿	<p>NGN の帯域制御機能のアンバンドル化について、NTT 東西殿との個別協議にて開発を要望した所、詳細な技術条件に入る前の実現方式の基本的検討段階で、中小規模の事業者が負担しうる許容範囲を遥かに超える費用規模、加えて期待する利益も失われる程の対応期間が想定される旨の回答を受けました。このため弊社が目する NGN を利活用した接続事業者提供の OABJ-IP 電話実現の要望は、現状暗礁に乗り上げております。</p> <p>市場競争の観点からすれば、支配力の強い NTT 東西殿が発展的で先進性のある NGN の展開・拡大を進める最中、競争事業者が追隨していくためには NGN 機能のアンバンドル化の推進による参入機会の拡大が必要と考えています。現状のような硬直した状態が長く続くのであれば OABJ-IP 電話市場に関しては NTT 東西殿の独占回帰が進み、市場競争が成り立たなくなることを危惧しております。</p>	<p>フュージョン・コミュニケーションズ株式会社殿の意見に賛同します。</p> <p>弊社は、無線呼出（ポケットベル）事業を営む通信事業者であります。弊社のサービスには OAB で始まる着信者課金と 020 で始まる発信者課金があります。また 020 番号の発信者課金を利用した付加サービスとして、020 番号に FAX を送るとメールで受信できる D-FAX サービスの利用者も着実に増えております。</p> <p>弊社は、平成 11 年に NTT 東日本殿（以下、NTT 東）、NTT 西日本（以下、NTT 西）殿と締結した相互接続協定によって、日本全国の固定電話より発信者課金サービスを提供してまいりました。その後、平成 15 年に NTT 東西殿より「法人向け IP 電話サービス」（OABJ-IP 電話）のサービス開始に先がけて、弊社への接続案内をいただいております。弊社としても是非接続していただくことを希望いたしましたが、当時は NTT 東西殿の設備面に問題があるとのことで、接続には至っておらず、弊社との接続時期は未定となっております。</p> <p>長期に亘り、NTT 東西殿の社内検討結果が出ない段階において、NTT 東西殿は「法人向け IP 電話サービス」（OABJ-IP 電話）のサービスを開始され、「一般加入電話」から「ひかり電</p>

	<p>前述した通り、NGN は第一種指定電気通信設備に指定されながらも、帯域制御機能を始めアンバンドル化が難航しており、独占排他性を帯びた状況にあると言えます。</p> <p>つきましては、NGN アンバンドル化の本格的な取り組み、ないしは代替的な規制措置の検討を進めることが喫緊の課題と考えます。</p>	<p>話」に番号ポータビリティにて同番号移行を推進されております。これにより弊社の顧客への影響が甚大となり、看過できない状態となったため、接続交渉をさせていただいておりましたが、接続約款に従って申請すれば手続きをするとのことでありました。</p> <p>しかしながら、接続申請に向けた事前の個別協議だけで1年強の時間を要していること、また接続に際し発生するシステム開発費用等、弊社のような規模の事業者では負担できる費用規模を遥かに超える金額を打診されております。</p> <p>NTT 東西殿における「一般加入電話」から「ひかり電話」への同番号移行は、PSTN から IP への移行という面でも、既存の相互接続事業者への配慮が全く行われていない実態は、実質的な他事業者の排除であることを強く認識していただきたいものと考えます。</p> <p>接続約款は新規接続を前提としていますが、元々、接続協定によって接続されていた相互接続事業者との接続なのか新規での相互接続なのかは分けて考えるべきで、既存の相互接続事業者に関しては、最短の期間かつ最小限の費用で手続きされるよう直ちに改善していただきたいと考えます。</p> <p>現在も弊社の顧客にはひかり電話からの呼出しができない等、ご不便をおかけしております。</p> <p>事業者の都合でサービスが利用できたりできなくなったりするような行為は利用者保護の観点からも決して容認すべきではないと考えます。</p>
--	---	---